

研究ノート

匿名を求めさせる社会

—知る権利と、知られない権利の間での、障害者の権利—

山本啓介

1. はじめに

神奈川県相模原市の、神奈川県立知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」で、その事件は起こった。2016/07/27 未明のことである。元施設職員の植松聖が施設に侵入。所持していた刃物で入所者19人を刺殺、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせた。

戦後最悪と言われた、大量殺人事件は、被害者匿名で報道された。この時点で、「犠牲者は名前を失ったことで、2度殺された。」という表現も使われた。

その後の裁判も、匿名で行われた。

殺人等の罪で逮捕・起訴された植松は、2020年3月に横浜地方裁判所における裁判員裁判で死刑判決を言い渡され、自ら控訴を取り下げたことで死刑が確定した。

この様な、重大事件で、被害者が匿名の儘となったのは、一体どうしてなのだろうか。

2. 名前とは

人間は、様々なものに、名前を付けてきた。名前を付けることは、当に人間の特徴であり、人間の証明でもある。「もの」や「こと」の全てに名前を付けるのは、人間だけであって、このことが、人間を万物の霊長たらしめていると言えよう。

名前に関わる幾つかのエピソードを紹介する。

(1) 分類のために

戦前まで、「博物」という教科があった。自然界に存在するものを、収集・分類するもので、現在の理科の系統である。

収集・分類には、それらに名前を付けることが必要である。名前が無ければ、それらについて、語ることは出来ない。よって、名前を付けることは、荣誉であり、様々なものに、競って名前を付ける。

(2) 「有名」なもの

犬でも、像になる様な、立派なものが居る。名前の有る・・・有名な・・・犬だ。

極寒の南極の冬を生き抜いたタロ、ジロは、名古屋港ガーデン埠頭に、銅像となって居る。渋谷駅のハチ公は、あまりに有名である。盲導犬サーブは、3ヶ所に銅像が有る。他にも、銅像となっている犬は多い。何れも、実在した犬達である。

ネコやネズミでも、有名なものは多いが、銅像は余り見かけない。鉄道の駅長をしている猫は実在するが、殆どは、虚構の中の存在である。

(3) 識別符号として

名古屋港水族館のイルカは、営業開始からかなりの間、アルファベット 1 文字で呼ばれていた。同じく、ベルーガは、数字 1 文字（番号）で呼ばれていた。味気ない話だが、イルカショーというのは、イルカ的能力を研究するためのもので、曲芸ショーでは無いということだ。今では、ニックネームも貰って居る。

人間にも、識別の為の番号が割り振られた所がある。映画『異端の鳥』では、ホロコーストの無名の少年が苦難の旅をする。やっと出会った父の前腕に、番号が付けられているのを見て、父が迎えに来てくれなかった訳を知る。強制収容所で付けられた番号だ。一切に人間性を認めず、ただ管理の為だけの番号である。スポーツ選手の背番号とは、全く意味が違う。背番号は、名前と共に呼ばれる。

(4) 様々な命名権

「ウンウントリウム」と呼ばれている、物質が有った。直訳すれば、113 ウム。すなわち、113 番目の元素だ。周期表には、113 番の場所がある。そして、日本の理研が、この元素の発見（合成）に成功し、命名権を得た。当時、「リケニウム」と命名されるだろうと言われていたが、「ニホニウム」となった。直前に、理研では、あれこれあった。

星にも、名前が付いている。惑星の名前は、8つ全てを言える人が多かろう。恒星も、明るいものには、全て固有名が付いている。ベガ、アルタイル、シリウス、アンタレス、サドル、等。暗い星になると、先ず星座に分類され、その星座の中の何番目の星という様に名付けされる。文字通り、星の数程有る訳だ。彗星や、小惑星については、その発見者の名前が付けられたり、或いは、発見者に命名権が与えられる。「池谷・関彗星」というのは、有名な彗星で、池谷薫 と 関勉 が同時に発見したものである。小惑星探査機はやぶさで一躍有名になった「イトカワ」は、日本人が発見し命名権を得、日本のロケット研究の草分けの糸川博士の名前を付けたものだ。

(5) 物語の中の名前

多くの物語の中に、名前が大きな役割を担うものが有る。

『西遊記』に登場する、金角・銀角の用いる、紫金紅葫蘆（しきんこうごころ）、琥珀浄瓶（こはくじょうへい）は、名前を呼んで返事した相手を、その中に吸い込んでしまう。

映画『千と千尋の神隠し』で、本名を奪われた千とハクは、元の世界へ戻れなくなってしまう。

『鏡の国のアリス』では、名無しの森に入ったアリスは、全ての名前が思い出せない。小

鹿が、怖気ずに寄って来る。森を出ると、「人間」という名前を思い出した小鹿は、怖がって逃げ去る。

その他、名前が重要な意味合いを持つ物語は、多い。

(6) アイデンティティーとして

人々は、互いに名で呼び、名で呼ばれる。「名は体を表す」とも。

書類には、名前を記す。テストの答案に記名する。無ければ、点数が付かない。資格や、免許等、全て名前の無いものは無い。戸籍に名前が無ければ、国民であることすら認められない。

(7) 伏せられる名前

ハンセン病療養所では、入所すると直ぐに、本名を伏せて「園名」を使う人が殆どだった。業の病とか、天刑病とか言われ、差別が家族に及ぶことを避けようとした。1995年までは、法律に依って差別され、その後も差別は残っている。

(8) 名前の持つ力

平安時代から、江戸時代頃に掛けては、元服によって、幼名から元服名に替わった。元服名は、諱（いみな）とも言われる。それ以前から、諱、即ち本名は、その人の霊的な人格と強く結びついているとの考えから、むやみに諱を使うことは敬遠され、通称が用いられることが多かった。

現在でも、姓名判断等が行われている。幾つかの流儀が有る様だ。後の項に触れる政治家等の芸名も、姓名判断に依るものが有るとのことだ。

霊的なものや、姓名判断等とは全く別に、名前を付ける時に、様々な思いや願い等が込められるのは、極一般的なことだろう。

様々な商品でも、名前の付け方で、売れ行きが違ってくるといことも有るそうだ。

(9) 法の上では

私達は、出生から14日以内に、戸籍法第49条及び第52条に依る出生届が出される。これが、公的な書類に最初に載る名前である。以後、戸籍法と住民基本台帳法に依り、管理されることになる。

(10) 親の命名権

1993/08/11、「悪魔」と命名された出生届が、市役所に出された。一旦は受理されたものの、後日、不適切との判断で、文字は抹消され、家庭裁判所での審判に及んだ。その後、別の名前で届け出がなされ、受理された。親の命名権を、あからさまに制限することは難しく、人名用漢字で制限しようとしたが、こちらも難しい様だ。

(11) 別名等

戸籍に登録されている本名以外に、名前を持つことが出来る。法名、戒名等や、洗礼名等は、宗教に関わっての名前である。あだ名、ニックネーム等は、人との付き合いの中で生まれる。ペンネーム、芸名等は、何かの活動に関して付ける。

政治家の活動にも、これらの名前がそのまま使われることもある。選挙で使うことも出来る。タレントが事務所を移籍する時には、契約上その芸名が使えなくなることも有ると言う。政治活動よりも厳しい様だ。

(12) 刻まれる名前

古い街を歩けば、忠魂碑に出会うことが有る。太平洋戦争以前の戦死者に向けられたものだ。戦後は、慰霊碑となって、戦死者ばかりでは無い。忠魂碑と、慰霊碑では、意味が違うが、何れも多くの名前が刻まれている。記念碑も、多くは人の名前を刻むものだ。

最近になって、一般庶民も、石の墓を持つ様になった。その墓石には、名が刻まれる。何れも、生きた証として、後世に名を遺すためである。

(13) 騙られる名前

名前には、個人の権利、尊厳等も付いて回るものである。依って、他人の名前を騙ることは、詐欺等の罪になることもある。最近では、非常に大掛かりな署名の捏造等も行われている。恐ろしいことだ。

ここでは、名前に関するエピソードを思い付く儘に羅列したが、兎に角名前に関する話題は、枚挙に暇がない。それだけ、名前への関心は、様々な分野で高いのである。

一般名にせよ、固有名にせよ、様々な側面を持つ。名前は、そのものと不可分で、その様子を表し、内面を示す。人間にとって、名前は、その存在そのものである。全てのものに名前がある。まだ名前が無いのは、人間にとって、未知のものであり、その存在を知られて居ないものである。すなわち、名前を無くせば、存在すら無くするのである。

「名を成す」、「名を揚げる」、「名を冠する」、「名を馳せる」、「名を遺す」、「名を響かせる」、「名を立てる」等と言った言葉を見ても、名前の持つ意味の一旦が知れる。

現在の日本で、人間に付けられた固有名は、氏名と言われる。以後、匿名について述べる時の名前は、氏名のことである。

3. 匿名が求められる時・・・報道に於ける匿名とは

報道機関は、実名を原則とするも、各社、日本新聞協会の「新聞倫理綱領」(2000/06/21制定)等に従い、夫々基準を持って居る。それに従って、匿名報道とすることも有る。綱領には、「人権の尊重」として、「新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重

んじプライバシーに配慮する。」と記されている。

警察発表は、「個人情報の保護に関する法律」(2003)を基本に、「犯罪被害者等基本法」(2005)に基づく「犯罪被害者等基本計画」に従って、実名、匿名の判断がされる。現在は、2021/04/01～2026/03/31を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が、最新版である。

犯罪被害者等基本法第3条には、その基本理念が謳われている。

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

基本計画とは、犯罪の被害者等が平穏な生活を営むことが出来る為に、様々な支援や保護が受けられる様具体的な項目を定めたものである。警察が報道機関に発表する場合の被害者等の名前について、「警察は、犯罪被害者の匿名発表を望む意見とマスコミの実名発表の要望を踏まえ、プライバシーや公益性などを総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく」としている。

この時点で、実名か匿名かの判断は、警察に委ねられたことになる。報道各社は、反発している。警察の都合のみによる判断は、様々な危険を孕んでいる訳で、懸念される所である。ここには、民主主義の根幹である、国民の知る権利が蔑ろにされる危険がある。実際に、警察が被害者の個人情報を守る為として、虚偽の情報を出したことも有る。

警察発表が実名の場合、報道機関が匿名の判断をする場合も有る。

以下に、匿名報道がされたり、匿名・実名が分かれたりした事例、関連事例等を挙げる。

(1) 歌舞伎町ビル火災

2001/09/01、歌舞伎町の雑居ビルで火災。犠牲者44人。現場の店舗を、「飲食店」と報じた報道と、「キャバクラ」と報じた報道が有る。実名、匿名も分かれた。

(2) 相模原障害者施設殺傷事件

警察発表そのものが、匿名だった。死亡者19人、負傷者26人という、戦後最多の犠牲者を出した前代未聞の事件(当時)として、非常に異例のことだ。年齢、性別のみ報道された。神奈川県警は、「施設にはさまざまな障害を抱えた方が入所しており、被害者の家族

が公表しないで欲しいとの思いを持っている」と理由を述べている。

被害者家族が匿名を望む理由としては、「日本では、すべての命はその存在だけで価値があるという考え方が当たり前ではなく、優生思想が根強いいため」、とのことだ。

しかし、或る家族は、本人の生きた証として名前を公表している。

報道機関は、名前を知ろうと、あれこれ動いたが、結局は匿名報道に。

(3) 座間事件

2017/10/30、座間市のアパートで、若い女性8人・男性1人の計9人の遺体が発見された。アパートの住人が逮捕され、9人に対する強盗・強制性交等罪、強盗殺人罪、死体損壊・遺棄罪で起訴された。遺族は、匿名を要望したが、多くの報道は実名だった。

(4) 大宮風俗ビル火災

2017/12/17、風俗店での火災で、犠牲者5人。報道は、実名と匿名に分かれた。

(5) 京都アニメーション放火殺人事件

2019/07/19 朝、京都アニメーション（京アニ）第1スタジオで、放火事件。死亡者36人、負傷者33人と、戦後最多の犠牲者を更新する事件になった。

京アニは即刻府警に、「実名が報じられると、プライバシーが侵害され、遺族が被害を受ける可能性が有る」として、実名報道を控える要請を行った。

京都府警は、08/02 10人の実名を公表。08/27 残る25人の実名を公表。「プライバシーに配慮しつつ公表による公益性を総合的に勘案し、実名公表を判断してきた。殺人事件では、殆どのケースで公表してきた」と、理由を述べている。

発表が遅くなり、2度に分かれたのは、遺体の損傷が激しく、身元の特定が困難だったことが、主な理由の様だ。

遺族は、21人が実名公表拒否、14人が承諾の意向。

承諾の主な理由は、お世話になった人やファンらに報告する必要があるというもの。拒否の主な理由は、マスコミの取材で暮らしが脅かされる、親戚や近所の人ら周囲に亡くなったことを知られたくない。

警察による名前公表後、殆どの新聞は、実名報道となった。一部では、匿名のまま。遺族の思いを尊重するというものも有った。

実名報道では、犠牲者のプロフィールや、仕事の内容、業績等が、かなりのスペースを割いて掲載された。

事件後、初めて公開された京アニの映画では、エンドロールで、犠牲者全ての名前が流れた。普段なら名前が上がらなかったレベルの人も全て含めてのものだった。

(6) 新型コロナウイルス感染者について

COVID-19の感染による死亡者名（感染者名も含めて）は、日本では、一部を除き報道されなかった。感染の状況・・・何時、何処で、どの様に等・・・は、報道されたが、名前は伏せられることが殆どだった。報道されなくとも、各地で様々な差別が成された。

この状況は、ハンセン病患者のそれと酷似している。1995年まで、法律に依って差別され、その後も適切な対応が成されて来なかったことが、この状況を生む一因となっているだろう。

又、感染までもが、自己責任であるかの様な扱いを受けていた。これも、不寛容な社会の影響であろう。

一方で、イタリアの主要紙「コリエレ・デラ・セラ」では、連日、亡くなった人々を追悼する特集面が掲載された。著名人だけではなく、一般市民も実名で幅広く取り上げられた。イギリスのガーディアン紙も、亡くなった人々を紹介した。感染者を差別しない国民意識が背景にある様だ。

匿名報道になる理由は、国民性にも大きく影響を受けるということだ。

(7) 和歌山毒物カレー事件・・・メディアスクラムについて

1998/07/25 和歌山市内で、地区の夏祭りに出されたカレーライスに、毒物が混入され、67人が中毒、4人が死亡した。

メディアの取材合戦が、長期間に渡って行われ、地域の人々にまで、多大な迷惑と、苦痛を掛ける状況になった。住民よりも多い報道陣が押し寄せ、遊びに出た子どもまで、取材陣に取り囲まれることも有った。常時10機以上のヘリコプターが、上空を旋回していたとのことだ。

和歌山地方裁判所の一審判決の中でも、「報道取材に問題があった」と異例の言及が成された。

(8) 京アニ事件、その後

遺族の一部は、スタジオの跡地に、慰霊碑の建立を求めている。

地元町内会は、不特定多数の人が訪れる公園や慰霊碑などを造らない様求めている。

事件から2年目に当たる日に、関係者約70名の出席の下、跡地で追悼式が行われた。近隣に迷惑の掛からない様に、ファン向けには、動画が配信された。

最近では、これら事件の他にも、自然災害等での行方不明者の名前公表も、控えられる時がある。と言うのも、DV被害等を逃れ、出来るだけ名前を伏せて生活している人がいる。学校でも、そういった対応を依頼されることが増えてきている。安否確認の為には、名前の公表が1番早い方法だが、そうとばかりも行かないのだ。

相模原事件に於いても、京アニ事件に於いても、被害者側が匿名を求めたのは同じである。しかし、警察の判断は違って居た。相模原事件は、匿名のまま。京アニ事件では、発表は遅くなったが、犠牲者全員の名前が公表された。報道も、殆どが実名を用いた。

何れの事件でも、被害者の家族が、メディアスクラムを恐れていたのは、当然のことだろう。又、京アニ事件の現場である、第1スタジオ跡地では、周辺住民は、実名、匿名に関係無く、現場がファンにとって聖地化され、多数の人が訪れることで、平穏な生活が乱されることを恐れている。これも、メディアスクラムの被害と似たところが有る。

では、相模原事件と、京アニ事件とでは、何処がどう違うのだろうか。障害の有無だ。

4. 匿名が求められる時・・・裁判に於ける匿名とは

日本国憲法は、第82条において、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と謳って居る。（「対審」とは、刑事訴訟法での「公判」の意）

公開が原則の裁判であるが、被害者（原告）が、匿名のままの裁判も有る。

即ち、同条第二項では、「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。」とも謳って居る。

下位の法律で、この部分に当たるのは、刑事訴訟法第290条の2である。被害者特定事項・・・氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項・・・を明らかにしない決定が出来る場合を要約すると次の様になる。

- 1号：強制わいせつや強姦罪などの性犯罪事件
- 2号：児童福祉法や児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰等に関する法律に抵触する一定の罪の事件
- 3号：犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件
- 3号の②：犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件

これらの条件のどれかを満たす場合、裁判は匿名で行うことが出来る。

これまでの、被害者匿名の裁判を挙げてみる。

(1) 先述1号、2号に当たる事件

被害者保護の観点から、匿名とされることが多い様である。特に、2次被害が心配されるところである。

中には、被害者の特定に繋がらない為に、被告人も匿名で扱われたことも有る。

(2) ハンセン病患者・家族訴訟

ハンセン病患者は、1996年まで、らい予防法によって、隔離施設に収容されていた。1500人以上が、不妊手術をされ、墮胎手術は7000件を上回る。古くは、明治初期の無癩県運動から、非常に露骨な差別を受けて来た。当時のグローバル化は、日本に、各県に、癩病の人が居ることを西洋人に見せるなど求めた訳だ。そもそも、死ぬまで隔離し、子どもをもうけさせないということは、絶滅政策である。

治療薬も開発され、1960年頃には、隔離の必要は全く無くなっていたにも関わらず、その後も隔離政策が続いた。らい予防法廃止後、元患者による集団訴訟（「ハンセン病患者訴訟」）で、2001年には隔離政策は違憲とされ、国は元患者に謝罪し、補償を続けている。

それでも、元患者の名誉や生活は、完全に回復された訳ではなく、現在も施設に生活している人が居る。

ハンセン病家族訴訟は、元患者の家族が起こした訴訟で、原告は最終的に561人となって居る。その多くが、今尚残る差別や偏見を恐れ、匿名での参加である。2019/06/29、熊本地裁は、原告勝訴を判決した。その後、議員立法で、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立。同年11/22に公布・施行された。

(3) 相模原障害者施設殺傷事件

公判は、匿名で行われた。漢字1文字・・・甲（犠牲者）、乙（負傷した入所者）、丙（施設職員）と、アルファベットの組み合わせで呼ばれた。犠牲者1名と、負傷者1名は、実名を使った。犠牲者の美穂さんの家族は、美穂さんが生きた証として、実名を使った。

傍聴した遺族や被害者らの姿が他の傍聴者や被告から見えない様、傍聴席の3分の1程度が間仕切りで隠された。

起訴の内容は、建造物侵入罪、殺人罪、殺人未遂罪、逮捕致傷罪、逮捕罪、銃刀法違反罪である。しかし、これらの罪については、明らかで、争点とはならなかった。

事実関係は、丹念に確認されたし、被害者の様子等についても、匿名ではあったものの、家族等から詳しく説明された。

死刑判決が下ったが、判決文の殆どは、被告の責任能力の有無についてであり、事件の原因の究明は無かった。弁護士は控訴したが、被告人が取り下げ、死刑が確定した。

何故、この様な事件が起きたのか、真相は明かされない儘に、法的には事件は終了してしまった。

被害者特定事項の保護は、概ね性犯罪を念頭に置いたものである。このことは、先に触れた通りだが、性犯罪の被害者と、ハンセン病患者や家族、障害者やその家族の置かれている状況は、同じものなのだろうか。裁判に於いて、保護される（伏せられる）べき具体的な事項は同じかも知れないが、その背後にある状況は、全く異なるものである。

5. 障害者差別の例

筆者は、39年間の教員生活の多くを、障害児学級担任として過ごしてきた。他の期間も、障害児と何等かの関わりを持ってきた。そんな中での、幾つかの体験を紹介する。

或る放課後、担任している6年生の女子2人が、運動場から職員室に駆け込んで来た。「ああ、怖かった」と、その場に坐り込んだ。事情を聴くと、「〇〇ちゃんと帰っていたら、中学生達が来て、〇〇ちゃんに、『お前アホやろ』と言うので、『そんなこと言うたらあかんやろ』と怒って言ったら、そのまま逃げていった。」中学生を相手に、その時は食って掛かったものの、後から怖くなって、走ってきたのだ。〇〇ちゃんは、障害のある1年生で、この女の子達は、良く様子を見てくれていた。40年程も前のことである。

翌年筆者は、障害児学級で、〇〇ちゃんの担任をしていた。夏休みのことだ。1人の見ず知らずの老人が、訪ねて来た。先生に大事なことを知っておいて欲しいということで、彼が語ったことは、担任していた子どもの家についてだ。「あの家は、昔、御先祖様が…」と語り出し、権力者で、良からぬことをしていたと言うことだった。農村地帯で、所謂氏素性について、実しやかに語られることもある地域ではあった。それにしても、何故に子どもの障害が、そういったことと繋げて語られねばならないのか。ハンセン病についても、業病とか、天刑病とか言われ、差別を受けていたが、それと全く同じ構図だ。ハンセン病についての、間違った政策も、影響を与えているのだろうと思う。

当時、その子どもの障害であった、自閉症については、まだまだ「テレビに子守をさせているからだ」、「親の育て方が悪いからだ」、「親の愛情不足だ」…等と語られることも多かった。それが、世間の一般的な理解だった。自閉症のみならず、障害一般についても、似たり寄ったりの状況だった。無知が生み出す差別である。

養護学校の義務制が実施されたのが、1979年。先の例の時期と、重なって来る。それ以前は、就学義務の猶予・免除として、障害の重い子どもは、学校へ行かなくても良かった。事実は、学校へ来るなど言われていたのと同じだ。保護者の義務も、子どもの権利も、踏みにじられていたのだ。それが漸く、学校へ行きたいと強く願えば、学校に行けることになったのだ。しかし、養護学校の整備は遅れ、親元を離れ、寄宿舎に入らなければならなかったりした。障害の重い子どもは、訪問教育と言って、週に2回、4時間程度、教員が児童の家を訪れて教育すると言う形になっていた。より手厚い教育が必要なはずの重度の障害児に対して、週に4時間とは、どうしたことか。本来の訪問教育とは、子どもの身体的状況等から、通学が悪い影響を与える場合に行われるものなのだ。それを、安上がりの

為に利用されていたのだ。

「あの子どもたちは、学校に行けないのよ」、「行ったって、仕方無いものね」という風潮も有った。

2・3年後、重度の肢体不自由の学級を見学する機会が有った。通常学校の敷地内にあるが、養護学校の分校の扱いだったと記憶する。忘れられないのは、給食の時間、子ども達は車椅子に坐り、両手足は拘束されていた。説明によれば、この方が余分な緊張がなくて、本人が楽なのだとのことだった。今では考えられないことだが、それが当時の理解だった。教員がもう少し配置されていれば、そこまでしなくても済んだだろうと、今では思う。

義務制実施から遅れること約20年、1997年に、北勢地域にも、肢体不自由養護学校が設立され、先に触れた地域にも、スクールバスが通うことになった。

最初の事例から、15年程経過した頃である。当時担任して居た子どもの母親と話していた時のこと。昔は、御先祖様が等という人も居たと言うと、「御先祖様は無いけれど、今でも似たり寄ったり」とのことだった。団地の中でのことだ。全国各地からやって来た人達の地域で、御先祖様も有るまい。何処で聞きつけたか、新興宗教の様なものの勧誘があったり、妙な薬を売りに来たり、それに類する様なことが色々有るとのことだった。

今から10年程前には、やはり団地の中でのことだが、筆者が担任している子どもの従弟の母から、「自分の子どもの従兄に障害が有るので、自分の子どもも馬鹿にされる」と、筆者が食って掛かれたこともあった。その子どもにも、若干の知的な遅れが見られる様子だった。そのことが気になって、余計に周りの言うことに敏感になって居る様でもあった。この子ども達は、家も近くで、筆者が担任する子どもを毎朝迎えに行って居たところ、その母とも話すきっかけがあり、子どものことで、相談を受ける様になった。母としても、その子どもの実態が、気にはなっていたのだ。障害の軽い子どもにとって、その保護者が何処かに相談するというのは、なかなか敷居の高いものだ。近くに、従兄が居て、その様子を見ていたから、尚のことだったのだろう。翌年、その保護者の希望もあり、特別支援学級へ転籍した。この保護者は、自らの中に在る障害者への偏見を1つ乗り越えた様だ。

6. まとめに代えて

自分の名前を知ってくれている人が1人も居ない世界で、自分の存在を、或いは、自分が自分であることを、確信することが出来るであろうか。

相模原事件では、当時、匿名報道であることが、大きな話題になった。それだけ、実名報道が望まれていたということだろう。

先述したが、「犠牲者は名前を失ったことで、2度殺された。」と表現されたこともあった。その通りだとは思うが、表現としては危ない部分も有る。警察が匿名にした理由を、「施設にはさまざまな障害を抱えた方が入所しており、被害者の家族が公表しないで欲しいとの思いを持っている」と言っている。しかも、神奈川県警が、初めに遺族に対して意向

を問い合わせたとのことだ。短絡的に考えると、匿名を望んだのは家族であり、2度目に殺したのは、家族である、となりかねない。この警察の発表は、警察が何を基に、どう判断したのかを曖昧にし、責任を回避しようとしている様にもとれる。これが、犯罪被害者等基本法第3条の言う、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」を、具現化していると言えるのだろうか。

この子の生きた証にと、名前を公表した家族が居る。匿名を望んだ家族も、好き好んでそうした訳では無かろう。そうせざるを得なかった。そうさせたものと、この事件の犯人をして、こういう行動に走らせたものは、実は殆ど同じものでは無いか。即ち、障害者の「個人の尊厳」は、この社会に於いて、元々矮小化されているのである。

古くから、社会に深く染み込んでいる様な差別である。ハンセン病についての、無癩県運動と同様のことが、障害者に対しても行われている。「不幸な子どもの生まれない運動」は、1966年から、兵庫県で進められた政策だ。その後、多くの都道府県に拡がっていく。ここで言う不幸な子どもとは、障害を持った子どものことである。すなわち、生まれる前から、「障害＝不幸」とし、羊水検査等で染色体や、遺伝子の異常を見つけてそれらの子どもに「不幸」のラベルを張り付け、「生まれない」様にした。障害者団体や、人権団体からの抗議で、事業は中止されていった。「不幸な子ども・・・」のスローガンは消えた様だが、2013年からの新型出生前検査や、2018年からの、受精卵の段階で「異常」の有無を広範囲に調べる着床前診断等は、障害者を生まない為に利用されているのではないか。

「犯罪被害者等基本法第3条」にしても、「刑事訴訟法第290条の2」にしても、公開・実名原則に対する例外を定めたものである。そして、相模原事件の障害者に対しては、その更に例外規定で扱われてきた。例外規定の中に、障害者を想定しているのは、児童福祉法第60条の2の中で関係者が「職務上知り得た障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたとき」というものしか見当たらない。これは、相模原の事件には、関係が無い。

実は、それで良かろうと思われる。そもそも、匿名扱いの必要が無いのが、本来の社会の姿だろう。所が、そうはなって居ないことが、問題なのである。

2021/07/20には、事件から5年を迎え、建て替えられたやまゆり園で、追悼式が行われた。慰霊碑の献花台には、18本のやまゆり（1組の遺族は、花での表現を避けて欲しいと要望したので、18本になっている。）と、7人の名前が刻まれている。残る12人についても、刻銘のスペースは、確保されている。19人の生きた証を刻める様になって欲しい。